

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月からはグループホーム（以下「ホーム」という。）で介護職として従事していたところ、平成〇年〇月〇日、上司から業務時間外に飲食店に呼び出され、請求人が以前交際し暴力を振るわれたことのある同僚の男性が、請求人が勤務するホームの隣接施設への異動予定がある旨告げられた。

請求人は、同月〇日、薬剤を大量に服用して救急搬送されたY病院において、元交際相手に対する不安感と職場における周囲の理解がなかったことで絶望的になり、衝動的に希死念慮が増悪しているとして、「適応障害」と診断された。

請求人は、上司からのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務に起因することが明らかな疾病とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害発病の有無及び発病の時期について

請求人の健康保険受診歴からは、平成〇年〇月、〇月受診のBクリニックにおいて、「心因反応、不安緊張状態、軽症うつ病エピソード」の病名による治療歴がみられ、平成〇年〇月以降通院しているCクリニックにおいては、「不安障害、社会恐怖症、うつ病、不眠症」による治療歴が確認されている。

請求人の主治医であるD医師は、意見書において、請求人が以前に付き合っていた時に暴力を振るわれた男性が、自らの職場へ異動してくると聞き、それが、自分を辞めさせようとするための異動と考えたため、絶望的になったとの訴えから、過剰反応しての大量服薬による自殺企図として、「適応障害」を平成〇年〇月〇日に発病したものと判断している。請求人の同症状については、主治医のE医師も意見書において、同様の見解を述べている。

労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は意見書において、要旨、「請求人は、平成〇年〇月〇日、交際相手から暴力を受けたこと及び同年〇月に友達の知り合いが奥さんを殴り殺した暴力事件に反応して恐怖感が高まり、不安、動悸を主訴にBクリニックに受診となったことから、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの『F4 神経症性障害』を発病したものと判断する。次に、請求人の通院は途切れなかったが、就労には支障を来さない程度に安定していたところ、平成〇年〇月〇日、元交際相手が、ホームの隣接施設へ異動することを知ったことで強く反応し、同月

○日自殺企図を行っていることから、平成○年○月中旬、ICD-10診断ガイドラインの『F43.2 適応障害』を発病したものと判断する。なお、請求人自身の10代後半の恐怖・不安体験、平成○年○月から続いた『神経症性障害』の既往歴は、後に発病した『適応障害』の発病及び症状発展における閾値を低くしたものと強く推察する。」と、医学的見解を述べている。

当審査会においても、D医師及びE医師の診断等から、専門部会の医学的見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しているが、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとし、以下、認定基準に基づいて、請求人に発病した精神障害の業務起因性について検討する。

(3) 請求人の発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事について

ア 請求人の主張する業務による出来事は、再審査請求の理由から、①平成○年○月頃、皆の前で、F社長から「辞表を出せ。」と言われたこと、②平成○年○月○日、G部長から呼出しを受け、請求人と以前交際していた同僚のHが、ホームに隣接する施設に異動する予定であると告げられるとともに、退職勧奨を受けたことが認められる。

①の出来事については、平成○年○月○日付け請求人作成の申立書においては主張していないことから、監督署長は、認定基準別表1の具体的出来事として評価していないが、審査官は、発言自体は事実として認めるも、請求人の兄という立場での発言と受け取れるもので、退職の強要とは認められないことから、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめ、その心理的負荷の評価は「弱」と判断している。

②の出来事については、監督署長、審査官ともに、請求人がG部長に呼び出された事実は認めているが、退職勧奨を行ったとまでは推認できないとして、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめ、その心理的負荷の評価は「弱」と判断している。

イ 当審査会としては、請求人のこれまでの主張及び会社関係者の申述等から、請求人が主張する出来事について慎重に検討すると、以下のとおりである。

前記アの①の出来事は、請求人はF社長が兄として公私混同した発言をした

ものと認識しているように、F社長の発言は、請求人の兄としての発言とも受け取れるもので、加えて、請求人は、兄嫁からの相談で、業務とは直接関係のない私的行為についてまで忠告したことなどから当該発言に至った経緯もあり、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめ評価したとしても、請求人の業務による心理的負荷の評価は「弱」と判断せざるを得ない。

②の出来事は、G部長は、事前に知らせた方がよいとの個人的判断から、請求人にHの異動予定を告げたものであることが認められる。

請求人が退職勧奨を受けたとされる主張については、請求人へ退職を強要した事実は認められず、請求人の病気のことや経緯などを知っている者として、請求人のことを心配して、生活環境を変えた方がよいという意味を込め間接的に退職等を促したものと認められ、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめ、その心理的負荷の評価は「弱」と判断する。

なお、①及び②の出来事以外に請求人が主張する出来事において、請求人の業務による心理的負荷が「中」以上と判断される出来事は認められない。

したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。